

ビジネスサポートQ&A

BUSINESS SUPPORT Q&A

法律



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻くさまざまな法律問題の解決に携わっている。
札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

A

当社は、運送業を営んでおりま
すが、従業員が商品運送中に歩行者
と接触し、怪我を負わせてしました。

このような場合、事故を起こした当人
だけではなく当社も責任を負うのでしょ
うか？

A 民法七百十五条は、事業のために
他人を使用する者は、被用者がそ
の事業の執行について第三者に加えた損
害を賠償しなければならないと定めてい
ます。

本件の場合、まさに商品運搬中という
「事業の執行」に伴つて事故が発生して
おりますので、会社も賠償責任を負うこ
とに至るうかと存じます。

Q 今度は、商品の運搬中ではなく、
マイカー通勤をしている従業員が
通勤途中に歩行者と接触し、怪我を負わ
せてしました。この場合、あくまで
も通勤途中であり、当社の事業とは直接
関係がないので、この場合は責任を負う
ことはないと思っていますが…。

A 従業員が通勤途中に事故を起こし
たときに会社が責任を負う場合は

Q 当社は、運送業を営んでおりま
すが、従業員が商品運送中に歩行者
と接触し、怪我を負わせてしました。

このような場合、事故を起こした当人
だけではなく当社も責任を負うのでしょ
うか？

A 民法七百十五条は、事業のために
他人を使用する者は、被用者がそ
の事業の執行について第三者に加えた損
害を賠償しなければならないと定めてい
ます。

本件の場合、まさに商品運搬中という
「事業の執行」に伴つて事故が発生して
おりますので、会社も賠償責任を負うこ
とに至るうかと存じます。

Q 今度は、商品の運搬中ではなく、
マイカー通勤をしている従業員が
通勤途中に歩行者と接触し、怪我を負わ
せてしました。この場合、あくまで
も通勤途中であり、当社の事業とは直接
関係がないので、この場合は責任を負う
ことはないと思っていますが…。

A 従業員が通勤途中に事故を起こし
たときに会社が責任を負う場合は

あります。が、事案によります。
まず、会社がマイカー通勤を禁止して
いるにも関わらず、従業員が勝手にマイ
カー通勤をし、その途中に事故を起こし
た場合には、原則として責任を負わない
こととなるでしょう（東京地判昭和
四十二年十一月二十九日）。

一方、会社が従業員にマイカー通勤を
奨励し、さらにはマイカーを業務に使わ
せているような場合には、会社は原則と
して責任を負うでしょう（大阪地判昭和
四十二年六月三十日）。

問題となるのは、その中間といえるよ
うな場合で、「会社がマイカー通勤を禁
止しておらず、社員の駐車場利用を認め
ていた場合」や、「従業員が勝手に事業
のために自分の車を使用していたような
場合」です。

Q このような場合に会社の責任が認めら
れるかについての一定の基準はありません
。①事業のための使用が継続的に行わ
れていたか否か、②会社が通勤や事業の
ための使用を承認していたか、③会社が
ガソリン代を負担していたり、駐車場を

貸与するなどの便宜を与えていたか、な
どといった諸般の事情を総合考慮し、会
社の業務とマイカーの利用が密接に関連
しているかといった観点から、会社の責
任の有無が判断されます。

会社としては、従業員にマイカーを使
つて業務を遂行してもらえば経費負担
が免れて望ましいと考えがちですが、い
ざ通勤途中や事業に際して交通事故が起
こった場合に、思わず賠償責任を負う可
能性がありますので、従業員の車の利用
については、慎重に対処しておく必要が
あります。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条
西二十丁目一一一八
西二十六三一一三〇〇

従業員の車輌利用に伴う会社の責任